

令和5年9月22日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第 5 号 第 3 回定例会
令和 5 年 9 月 22 日 (金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 認第 1 号 令和 4 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2 号 令和 4 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3 号 令和 4 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4 号 令和 4 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5 号 令和 4 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6 号 令和 4 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7 号 令和 4 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第 4 3 号 令和 4 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第 4 4 号 令和 4 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 11 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 12 議第 4 5 号 令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 4 号)
〃 13 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 14 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 15 議第 4 7 号 令和 5 年度寒河江市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
〃 16 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 17 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 18 議第 4 6 号 令和 5 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 19 議第 4 8 号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
〃 20 議第 4 9 号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
〃 21 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 22 質疑・討論・採決

- 日程第 23 議会案第 4 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時20分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、9月11日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についての1案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、示しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員

長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第1、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第10、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。太田決算特別委員長。

〔太田芳彦決算特別委員長 登壇〕

○太田芳彦決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月11日、委員13名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第1号から認第7号までの7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号及び議第44号の2案件について一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会における審査の経過と

結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定されました。

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決及び認定であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案上程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第12、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第13、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

[古沢清志予算特別委員長 登壇]

- 古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)であります。

9月11日、委員14名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第45号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日

再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第45号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第15、議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第16、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○安孫子義徳総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第47号令和5年度寒河江市水道事

業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第18、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)から、日程第20、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第21、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第46号、議第48号及び議第49号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をも

って原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの改正は指定管理者制度を導入するための改正とのことだが、図書館は市民や子供たちが有効に活用できるものである必要がある。本市としては、どのような図書館にしていく考えなのか」との問いがあり、当局より「読書の盛んなまちづくりをより一層推進し、老若男女を問わず、誰でもいつでも気軽に快適に利用できる文化の拠点施設としての図書館を目指すとともに、市民のニーズに対応したサービスの向上を図りながら、市民の読書活動や生涯学習活動を支援してまいりたいと考えております。また、指定管理者制度を導入することにより、民間の専門事業者による創意工夫を主体的に生かして、多様化する市民ニーズ・利用者ニーズに対し、より効果的・効率的に対応していきたい。市民サービス・利用者サービスの向上に努めていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「図書館における資料購入費は、全国的に低迷している現状がある。指定管理者制度の導入による資料購入費への影響は」との問いがあり、当局より「指定管理料に含まれる資料購入費については、これまでと同額程度を見込んでおりますが、指定管理者の様々な提案や創意工夫による図書資料の充実を期待しているところです。全国的に事業を展開している事業者もおり、そのような事業者が指定管理者となった場合には、書籍の流行に関する情報等、その事業者が持つノウハウを選書などにも活用できるものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。（「議長」の声あり）

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。（「議第48号に対する討論です」の声あり）反対ですか、賛成ですか。（「反対討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議第48号反対討論について渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 議第48号、市立図書館の指定管理制度導入に係る条例一部改正についての反対討論でございます。

まず冒頭、反対理由を3点にまとめて討論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1つ目、公営施設への安易な民営化について、市民の十分な理解が得られているとは到底言い難いというふうに思います。

とりわけ本市の歴史と文化、教養の拠点、生

生涯学習のシンボルとして、さらなるリニューアルによって直営での市立図書館の充実強化を図るべきであると思います。図書館の継続性・安定性が失われることがあってはならないのでございます。

御案内のとおり、20年前の2003年、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、従来の地方公共団体の出資法人等による管理委託制度と異なり、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定しての公の施設の管理を行わせるもので、様々な能力を活用しながら多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的としているのでございます。

また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保につながるなどが挙げられております。

また、2008年、平成20年に図書館法が改正され、公立図書館の民間委託、指定管理者導入が可能となったわけであります。

しかしながら、全国的に指定管理者導入の問題は、多くの自治体で賛否を問う住民投票や、あるいは高等裁判所までの住民訴訟まで及ぶほどであり、より丁寧な説明と時間をかけて市民の納得を得る必要があるのではないのでしょうか。

そもそも今回の議会の提案は、8月21日の議員懇談会での説明がございましたが、市民の皆さんへの御意見を拝聴する十分な時間もなく、来年4月から導入したいということで、なぜこんなに急がなければならないのか、私には理解できません。

教育長は現在、本市最大の課題、重要案件となっている小中学校統廃合計画の改定見直しを御提案され、地区説明会を予定しているからこそ、学校問題からこの図書館のほうに市民の目をそらすような意図があるとも疑わざるを得な

いのでございます。

2つ目、委託業者は支出を減らすことでしか利益を増やすことができない、そうした宿命があるのです。

さきに導入した自治体では、図書館本来の業務が最優先されない、来館者数や貸出数、イベントの減少など、多くの失敗例がございました。

議員懇談会の説明資料には、残念ながら、指定管理料となる予算について、費用対効果の検討状況が全く示されておりません。今後、電子書籍の導入や新たなサービス提供には当然費用がかかるわけですが、そうしたことが委託業者ができず、コスト削減の安上がり行政のツケは、最終的には市民に回るのであります。

県内図書館ホームページには、寒河江市立図書館ということで紹介があり、「1991年、平成3年12月10日開館以来、生涯学習の拠点として、おはなし会や講演会、講座、ほかにもおすすめの本の紹介等により、乳幼児から御高齢の方まで読書活動を広げられるよう、快適で利用しやすい図書館づくりに努めております」とあり、県内在住の方であれば誰でも気軽に利用できる規定があり、147席の椅子が設置され、サービス内容には、子育て支援、ティーンズ、シニア向け（大活字本）、障がい者向け、視聴覚資料、おはなし会、学習室、車椅子、カフェコーナーもあり、県内の図書館をまさに牽引してきたと言っても過言ではない充実した設備やサービスが整っている、まさに本市の宝、市民の大切な財産なのであります。

正職員2名体制、図書館司書の職員が常駐し、いかなる課題にも即解決しているのが現在の行政サービスであり、今後サービス低下を招いてはなりません。

2022年度の決算資料にありますが、延べ入館者数7万6,736人、貸出冊数14万3,424冊となっています。ここ数年で3度も一般質問をされている先輩議員もいらっしゃいますけれども、市

立図書館の充実を要請していらっしゃると思いますが、それ以外でも、市民からぜひ指定管理や民間委託が要望されたというふうなことは、私は全くないというふうに思います。

ちなみに、昨日の山形新聞にも掲載されました県立図書館については、御案内のとおり、県民の意見が、「県立図書館への指定管理者制度の導入は様々な課題が考えられることからやめるべきです」との多数の意見から、遊学館の本体の指定管理者制度と切り離して現在も制度導入には至っておりません。

注目すべきは、ふるさと納税を活用し、全ての県民が利用しやすい図書館づくりを進めていくため、図書館運営基本プラン2025を昨年3月に策定し、その基本理念に掲げた、県民一人一人の生涯学習の基盤となり、知の集積と循環によって新たな知恵や活力を生み出し、県民の成長や地域のにぎわいに貢献する図書館を目指して、県民の生涯学習のニーズに応える資料の整備と活用、来館や本との出会いのきっかけとなる企画展やイベントの実施、ICTの活用や県内図書館との連携による全県域へのサービスの拡充などに取り組んでいるのであります。

昨日の新聞記事では、新年度から電子書籍を導入、専門書・実用書を豊富に取りそろえることで、ほかと差別化して利用者サービスの向上をさせたいと記載がありました。

本市の新第6次振興計画には、市立図書館は、自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進とのテーマで記載がありますけれども、本市もそうした目標に向けて取り組んでいるわけがありますけれども、市民アンケートやパブリックコメント、地区説明会での意見集約、結果分析、外部有識者からの助言、利用団体からの意見聴取、市立図書館拡充に向けた運営基本プラン作成など、もっともっと丁寧に進めるべきであり、やるべきことがあるのではないのでしょうか。

したがって、まだまだ機が熟していない議案であるからこそ、今定例会の議案であるというふうなところでは反対を申し上げたいというふうに思います。

最後に3つ目です。

図書館で働く3年から5年契約の不安定な非正規労働者、最低賃金、今度は900円というふうになるそうですけれども、年収200万円に満たない、いわゆる官製ワーキングプアを生み出すことで、経済的理由から若者が結婚できない、子供がつかれない、結果的に低賃金・未婚・少子化に拍車をかける元凶になってくるというふうに思います。

少子化対策の大きな問題は、若者の雇用確保、経済的自立をどうやって実現するかです。そうしたものが整わなければ、幾ら婚活に莫大な予算をかけようと、その前提条件が満たされず思うような成果を上げることができないというふうに思うのであります。

導入のメリットとされている、このコスト削減などもあるわけですが、結果的にマイナス効果となってしまうことが懸念されております。本市の生涯学習、社会教育の削減などについては、少子化対策の各施策に逆行するものだというふうに思うのでございます。

以上、市民の十分な理解が得られていない、提案が拙速、官製ワーキングプア、経済的貧困が少子化に拍車をかけるなど、多くの課題があります。主な3点を理由として申し上げて私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「議長」の声あり)

後藤議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。(「同じく第48号議案に対してであります」の声あり)賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)

それでは、議第48号賛成討論について後藤健

一郎議員の発言を許します。後藤議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案の主たる内容は、今後、市立図書館に指定管理者制度を導入できるようにするための条例改正であります。

まずは、この議案を審議するに当たり、今定例会に出されている議案に加え、8月21日の議員懇談会にて、市立図書館の指定管理者制度導入についての調査結果が提出されております。

そちらには、県内の導入自治体に対するアンケート調査、県内未導入自治体に対するアンケート調査、他自治体での受託事業者へのアンケート調査及び現地での聞き取り調査、県内外の指定管理者制度導入図書館の現地視察などを行い、それを踏まえたメリット・デメリット両論の詳細が記載されておりました。

当局は大分時間をかけて調査を行い、その内容について審議を行う私たち議員へしっかりと情報提供がなされていると思っております。

先ほど渡邊議員から反対討論がございましたが、現在の市立図書館の評価は高いので、指定管理者制度を無理に導入しなくてもいいのではないかと、現在の開館日数や開館時間に、これ以上の改善の余地はあまりないのではないかなど、先ほど月光委員長の報告があったほかにも委員会で多数意見が出されましたし、私自身も数回質疑を行ったところであります。

また、委員からは、指定管理者制度が導入された県内他自治体の図書館に実際行って見たところ、貸出しや返納のシステムが充実されていたという意見も出されておりました。

議案説明の中では、図書館が行ってきた事業、とりわけ読書普及事業、例えばさくらんぼ俳句大会や図書館まつり、ボランティアグループによるおはなし会、ブックスタート事業、そうい

った各種事業は、基本的には全て継続してもらうことを考えており、その上で、さらに指定管理者の読書普及事業に関わる独自事業などを提案してもらいたいとのことでした。

今年3月の荒木議員の市立図書館の将来像についてという一般質問に対し、教育長は「読書の盛んなまちづくりをより一層推進し、老若男女を問わず、誰でもいつでも気軽に快適に利用できる文化の拠点施設としての図書館を目指すとともに、指定管理者制度の導入について検討を進め、市民のニーズに対応したサービスの向上を図りながら市民の読書活動や生涯学習活動を支援してまいりたい」と答弁しておりました。

今回の委員会の質疑でも、担当課では将来像をそのように答弁しております。

そういった目指すべき将来像に向け、これまでやってきた事業を継続しながら、さらに民間専門業者が持つ高い専門性やノウハウ、創意工夫を活用して、多様化する市民ニーズ・利用者ニーズに対応することができるのであれば、私は指定管理者制度の導入は適切だと考えます。

委員会の中では、「挙げられた質問事項や、さきの資料に記載されていたデメリットを解消すべく、行政と指定管理者で密に連絡を取り合うとともに、図書館管理及び運営業務が適切に行われているのか、しっかりと目を見開いてチェックをしていく」との答弁もありましたし、私も賛成をする以上、これからの推移はしっかりとチェックしていきたいと思っております。

私は、委員会の中でも質疑で確認いたしましたが、この指定管理者制度の導入は、コスト低減ありきではないということでありましたので、図書館サービスのさらなる向上、多様なニーズへの対応、そして市中心部のさらなる活性化を期待して、この議案に賛成いたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第48号を除く議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号及び議第49号の2案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第23、議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。
ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によ

り、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

発 言 の 取 消 し

- 柏倉信一議長 この際、お諮りいたします。
8番佐藤耕治議員から9月8日の本会議の一般質問での発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありました。
この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。

よって、佐藤耕治議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

閉 会 午前11時03分

- 柏倉信一議長 これにて令和5年第3回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。